

ばい煙発生施設の排出基準等に係る立入検査

中西基晴 押尾敏夫 内藤季和 猪野正和 井上智博 横山新紀 吉成晴彦 堀本泰秀

2007年度には大気汚染防止法に基づく立入検査を5事業所10施設で実施した。

またダイオキシン法に基づく立入検査の際、同時に大気汚染防止法に基づく立入検査を実施した事業所数は2、施設数は2であった。

結果概要は下表のとおりであり、1事業所のディーゼル機関の測定値が963 ppmと千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱で定める排出基準である150 ppmを超過した。

表 2007年度立入検査結果

対象施設名	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		ガス分析		煙道条件			
	換算濃度 (g/m ³ _N)	排出量 (kg/h)	換算濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	濃度 (ppm)	排出量 (m ³ _N /h)	CO ₂ (%)	O ₂ (%)	水分 (%)	温度 (°C)	湿りガス (m ³ _N /h)	乾きガス (m ³ _N /h)
廃棄物焼却炉 1			99	0.68			2.9	17.3	9.8	175	13,000	12,000
廃棄物焼却炉 2			87	0.34			4.9	14.5	6.4	55	5,400	5,100
溶解炉 1	0.006	0.02	13	0.0032	1	0.0032	0.0	20.8	2.3	44	3,300	3,200
ボイラー 1	0.007	0.2	124	4.1	142	5.6	9.3	7.0	14.5	170	47,000	40,000
ボイラー 2	0.008	0.7	88	7.7	125	11	13.1	4.4	10.5	175	100,000	91,000
溶解炉 1	0.016	0.2	33	0.14			2.7	17.3	13.7	52	16,000	14,000
ディーゼル機関1~6号			963	10			7.6	11	5.6	398	9,200	8,700